Weekly コラム

令和4年7月26日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル4号館4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、 斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその 事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

確申の還付申告の注意点

今年の確定申告は、新型コロナウイルスの 影響や e-Tax のトラブルなどもあって4月 15 日まで個別延期が可能となりました。それ でも様々な事情で、どうしても還付のための 申告が期限内にできなかったということもある でしょう。そういう人のために、税法では「還付 申告」という制度を設けています。

還付申告をするのは、「しまっておいた医療 費の領収書が後から出てきた」、「昨年末に組 んだ住宅ローン申告が間に合わなかった」、 「保険や高額療養費の金額が確定しなかっ た」、「退職したことで年末調整しないまま だった」、「地震や風水害で自宅や家財に被 害があったのに忘れていた」、「ふるさと納税 についてワンストップ特例の申請も確定申告 もやっていない」といった人です。

還付申告についてまず気を付けたいのが申告期限の計算。還付申告は、通常3月15日までとなっている確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間とされています。注意点として、あくまで翌年の正月から5年間であり、「3月15日の確定申告期限」ではないという点。仮に2021年分の医療費控除があったとすると、今年の確定申告の期限は原則22年3月15日であったため、還付申告の期限は27年3月15日までと思いがちですが、実際には26年12月31日に締め切られているため、その後はもう還付請求はできないことになります。

それと「翌年1月から5年間有効であれば、 なにもわざわざ混み合う確申期に申告する 必要はないのではないか」と思う人もいるでしょうが、その考えはやめたほうがいいようです。

住民税の計算のベースは、昨年末の年末調整や確定申告をした所得税の計算のベースの所得金額と同じです。そのため、確定申告での所得額が低ければその分だけ住民税額は少なくて済むし、逆に多ければ住民税額は多くなってしまいます。年末調整で所得額が多くなったものの医療費控除を行えば少額になるというときに、還付申告を遅らせれば住民税は高額のままになってしまいます。さらに自治体の公的サービスの多くは住民税の計算のベースである所得額を元に判断されるため、生活の様々な面にも影響を及ぼす可能性も否定できません。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。